



令和3年7月13日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**シンガポール訴訟の判決による支払命令の残金を完済
GLHに対する資産凍結命令が解除となり、監査法人KPMGの懸念を解決**

当社の連結子会社であり東南アジアでデジタルファイナンス事業を行っておりますGroup Lease PCL (以下、GL) が、シンガポール訴訟の判決による支払命令の残金を完済したこと、Group Lease Holdings Pte.Ltd. (以下、GLH) に対する資産凍結命令が解除されたことについて、プレスリリースを行っております。

下記に日本語に翻訳しご紹介いたします。

(以下、GL社公表のリリースの翻訳)

Group Lease PCL (以下、当社またはGL) のCFO代行である此下竜矢氏は2021年7月12日に以下のことを明らかにしました。GLのシンガポール子会社Group Lease Holdings Pte.Ltd. (以下、GLH) は、シンガポール訴訟の判決による支払命令の残金全額の支払いを完了しました。2020年10月6日、シンガポール高等裁判所は、GLHとその他被告人に対して共同で、J Trust 株式会社の子会社であるJ Trust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が請求した損害賠償の約3割の金額に相当する約70百万米ドル(約2,187百万タイバーツ)の損害賠償を支払うよう命令を下しました。その支払命令の大部分にあたる49百万米ドル(約1,527百万タイバーツ)は、支払期限が2020年3月となっていた50百万米ドル相当の当社発行の社債に関するものでしたが、JTAの訴訟行為に対応して支払いを差し控えていたものです。

2020年度の財務諸表において当社の監査法人であるKPMGが大きな懸念事項として挙げていた項目の一つは訴訟の不透明性すなわち当該シンガポール訴訟の判決による支払命令であり、残金全額の支払いを完了したことにより、この点が解決されました。また、支払命令の完済により、GLHに対する資産凍結命令も解除される運びとなりました。これらの事実は当社の事業及びKPMGの監査の双方の観点において、懸念事項が減少し、2020年度財務諸表を適切に開示できる準備が進んだと言えます。

GLのCEOである石神理貴氏は、以下のように述べました。我々は、GLHに対するシンガポール訴訟での判決を歓迎しております。この判決による支払命令を全て満たしたことで、資産凍結命令の解除がなされて、今後は株主利益のためにグループ資産の最大活用が可能となっただけではなく、そのような規模の支払命令に対応しうる当社の強固な財務能力を示すことができたと考えております。今後我々は、本業により注力し、新型コロナウイルス感染症の終焉を見据えた次のステップへと進んでまいります。

以 上